

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、定期監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

平成28年3月31日

徳島市監査委員	久米川 文 男
同	工 藤 誠 介
同	加 村 祐 志
同	齋 藤 智 彦

定期監査結果報告書

第1 監査の対象

1 対象部課等

経済部 経済政策課、観光課、農林水産課、農村環境改善センター、耕地課、中央卸売市場

2 対象期間等

平成27年4月1日から12月31日までに執行した財務に関する事務

第2 監査の実施期間

平成28年1月18日から3月28日まで

第3 監査の方法

財務に関する事務の執行が法令等に準拠し、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。

特に、契約事務については、契約の方法、手続、締結及び履行、財産管理事務については、公有財産の使用許可及び貸付け手続を重点項目と定め、監査を実施した。

監査を実施するに当たっては、必要な資料の提出を求めるとともに、関係職員から事務事業の概況について説明を受け、関係諸帳簿及び書類等に基づき、照合その他通常実施すべき監査手続により原則として試査によって実施した。

第4 監査の結果

経済部における財務に関する事務の執行は、おおむね適正に処理されていたが、一部に次のとおり改善・検討を要する事項が見受けられた。当該指摘事項については、それぞれ必要な措置を講じ、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、その旨を監査委員に通知されたい。

なお、その他軽易な事項については、口頭により改善を求めた。

改善・検討を要する事項（指摘事項）

1 支出・契約事務

- (1) 決裁権者が適正でないものがあった。
- (2) 契約書又は請書が作成されていないものがあった。
- (3) 出張指示書が作成されていないものがあった。
- (4) 旅行命令の手続が適正でないものがあった。
- (5) 契約書に定められた再委託の承認手続ができていないものがあった。

2 財産管理事務

- (1) 公有財産の異動報告が適正になされていないものがあった。
- (2) 行政財産の目的外使用料の算定が適正でないものがあった。
- (3) 行政財産の目的外使用許可において、決裁書に許可理由等の記載が不十分なものがあつた。

3 その他

- (1) 休日勤務について同一週に代休日を指定しているが、代休の対象である勤務時間に対し、手当を支給しているものがあつた。
- (2) 出勤簿に押印のないものがあつた。